「もずやんEXPOグリーン募金箱」運営規約

（目的）

第1条 もずやんEXPOグリーン募金箱（以下、「本会」という。）は、本会の会員の取組みにより削減された二酸化炭素排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下、Ｊ－クレジット制度という。）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省及び農林水産省）に定める認証委員会からＪ－クレジットとして認証を受けることで環境価値の「見える化」を図り、地球環境の保全及び地球温暖化対策を推進するとともに、府内事業者の脱炭素経営を促進することを目的とする。

（運営及び管理）

第2条 本会の運営及び管理は、大阪府が行う。

（業務の内容）

第3条 会員は、第１条の規定する目的のために、次に掲げる業務を大阪府に委託する。

（1）Ｊ－クレジット認証委員会への事業計画の申請に係る業務

（2）Ｊ－クレジット認証委員会への実績報告（Ｊ－クレジット認証申請）に係る業務

（会員）

第４条 本規約において、会員とは、本規約に同意の上、大阪府に入会を申し込み、入会審査が完了したものをいう。

（入会の承認）

第5条 入会を希望する事業者は、入会申込み後、設備設置状況届及びそれに付随する必要書類を大阪府に提出しなければならない。 大阪府は、設備設置状況届及びそれに付随する必要書類の提出があった場合は、入会審査を行う。審査の結果、入会が適当であると認めるときは、入会を承認し、事業者にすみやかに通知することとする。

（入会資格）

第６条 本会に入会しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（1）二酸化炭素排出削減取組の対象とする設備（以下「対象設備」という。）の稼働開始日が、入会申込日の２年前の日以降であること。

（2）Ｊ－クレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された情報を、大阪府が使用することに同意すること。

（3）Ｊ－クレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された以外の情報について、大阪府が必要とする場合は提供することに同意すること。

（4）環境価値 (温室効果ガス排出量の削減効果) を大阪府へ譲渡すること、その結果として譲渡した環境価値分の「温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。

（5）対象設備が、他の類似制度及びＪ－クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

（クレジットの活用方法）

第７条　会員から大阪府へ譲渡された環境価値により認証されたＪ－クレジットについては、令和８年３月末までに認証をうけたものは、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に寄附し、それ以降に認証をうけたＪ－クレジットについては、大阪府が地球温暖化対策を推進するために活用する。ただし、今後のＪ－クレジット制度を取り巻く環境に応じて活用方法は適宜見直すこととする。

（報告）

第８条 会員は、第11条に規定する会の存続期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を大阪府に届け出なければならない。

（1）対象設備が毀損若しくは滅失したとき。

（2）対象設備を処分（売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするとき。

（退会）

第９条 会員は、本会を退会しようとするときは、大阪府にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

2 大阪府は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

（1）第６条に掲げる要件を満たしていないとき。

（2）前項の届出があったとき。

（3）会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。

（4）事業者等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は事業者等の役員等が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（5）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

（6）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（7）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（8）事業者等が解散又は破産したとき。

（会費）

第10条 本会の会費は、無料とする。

（存続期間）

第11条 本会の存続期間は、令和13年3月31日までとする。ただし、Ｊ－クレジット制度を取り巻く環境に応じて本会の存続期間を適宜見直すこととする。

（規約の改定）

第12条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。

（委任）

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は大阪府が定める。

附　　則 この規約は、令和５年１２月１３日から施行する。

附　　則 この規約は、令和５年１２月２５日から施行する。